

「岡山市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務委託」
企画競争に係る質問及び回答

令和7年4月10日
岡山市保健福祉局保健福祉部国保年金課

項番	項目	質問	回答
1	仕様書(案) 4 業務の内容 (2) データ分析業務 オ 受診勧奨リストの作成	「委託者は、本事業とは別に電話による受診勧奨業務(およそ10,000件)事業を実施する予定となっているので、本事業と併せてより受診率向上が期待できる電話受診勧奨の対象者リストを作成すること。なお、電話勧奨対象者リストについては本事業勧奨リスト対象者と重複する場合はそれが分かるよう記載すること。」と記載がございますが、リスト作成においては、効率的・効果的な受診勧奨を実現するため人工知能等を用いて作成するという認識で間違いないでしょうか。また、本リストを作成できない場合は、参加資格がないという理解でよろしいでしょうか。	人工知能等を用いて受診率がより向上が期待できる電話勧奨対象者リストを作成することが要件となります。 また、参加資格については、本業務委託の公示の中の「3 参加資格(1)～(5)」となります。
2	仕様書(案) 4 業務の内容 (2) データ分析業務 オ 受診勧奨者リストの作成	「本事業と併せてより受診率向上が期待できる電話受診勧奨の対象者リストを作成すること。なお、電話勧奨対象者リストについては本事業勧奨リスト対象者と重複する場合はそれが分かるよう記載すること。」とございますが、本事業の受診勧奨対象者リストとは別に電話勧奨対象者リストを納品するという認識でよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
3	仕様書(案) 4 業務の内容 (3) 受診勧奨業務 イ 通知物の内容	「通知物(受診勧奨用資材)については、受診勧奨対象者の特性に応じたものとし、委託者のデータ分析に応じて内容を修正し決定する。」とございますが、「委託者のデータ分析」とは受託者によるデータ分析とは別のもののでしょうか？	別のものとなります。委託者で内容を確認し、必要があれば修正するものとなります。
4	仕様書(案) 4 業務の内容 (3) 受診勧奨業務 サ 前年度受診情報の印字による受診勧奨業務	「サ 前年度受診情報の印字による受診勧奨業務」は、前項(2)のイでお示ししている「4つ以上のグループ」のうちの1つという理解でよろしいでしょうか？ また、「⑥除外対象者情報の提供」に「除外対象者の情報は、原則、発送日の約2週間前までに委託者が受託者へ提供する。」とございますが、このことは「サ」に限定していますか？	「サ 前年度受診情報の印字による受診勧奨業務」についてはお見込みの通りです。 「⑥除外対象者情報の提供」については「サ」に限定せず通知物全般を対象とします。

「岡山市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務委託」
企画競争に係る質問及び回答

令和7年4月10日
岡山市保健福祉局保健福祉部国保年金課

項番	項目	質問	回答
5	4 業務の内容 (4) 受診勧奨実施結果の分析・結果業務 イ 前年度受診勧奨結果分析業務	「委託者が過去3年間に実施した特定健康診査受診勧奨による受診率の変化等(全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率年間及び月別の集計を含む)について効果検証を実施し、その結果を報告する。」とございますが、過去の効果検証の結果報告一式を委託者より受領した受託者が、その内容を踏まえて次年度以降の提案を行うという理解でよろしいでしょうか？ また、「なお、検証に必要な、受診勧奨業務にかかるデータは別途提供する。」とございますが、8月中の提出期限に向けたデータ提供の時期は、いつ頃を想定されていますか？	契約後、すぐにデータ提供いたしますので、お見込みの通り次年度以降の提案をお願いします。
6	別紙1 委託者が受託者に提供するデータ等 1. 委託業務の開始に当たって提供するもの	以下のデータはご提供可能でしょうか。 1. 被保険者マスタデータ 以下のいずれか (A)国保総合システム 特定健診等被保険者データ(KD_IF015) (B)国保総合システム 被保険者資格データ(EUC個人資格情報ファイル) (C)国保総合システム 被保険者異動報告データ(資格情報ファイル(世帯・個人)) 2. レセプトデータ(過去1年分) DPC・・・「22_RECODEINFO_DPC.CSV」 調剤・・・「24_RECODEINFO_PHA.CSV」 3. 受診券発行者データ 以下、①又は②のいずれか ①FKAC161 + 宛名データ ※宛名データは以下の情報を含む必要があります。 ・被保険者記号 ・被保険者番号 ・宛名番号(個人番号) ※FKAC161等と紐づく番号になっていること ・郵便番号 ・住所 ・住所方書 ・漢字氏名 ・カタカナ氏名 ②KAB051	お示しいただいたデータについては提供可能です。

「岡山市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務委託」
企画競争に係る質問及び回答

令和7年4月10日
岡山市保健福祉局保健福祉部国保年金課

項番	項目	質問	回答
7	別紙1 委託者が受託者に提供するデータ等 3. 期末報告前に提供するもの	「ア 報告書作成用データ」に「・受診結果データ／ファイル形式:Excel, CSV 3 年度分」とございますが、「1. 委託業務の開始に当たって提供するもの」に記載のデータとは別のものでしょうか？差し支えなければデータレイアウトがわかるもの（インターフェイス仕様書等）をお示しください。	FKAC161を想定しておりますが、他に必要なデータがあれば落札後協議のうえ提供いたします。
8	市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書(案) (秘密の保持) 第2条	令和6年12月25日個人情報保護委員会通知の「レセプトデータ等の保有個人情報の利活用に関する注意喚起(地方公共団体向け)」に記載されている地方公共団体Aと個人情報取扱事業者Xとの事例は、市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書(案)第2条における「契約の目的以外の目的」に抵触するため事業者としても留意すべき事例と考えておりますが、当該事例に抵触するおそれのある事業者が、岡山市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務委託に応募することは問題ないでしょうか。	当該事例に抵触するおそれのある事業者の参加を妨げるものではありませんが、可能であれば注意喚起に記載された事例に対する対策等も提案書に盛り込んでください。